

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業実施要領

1 目的

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業は、不法投棄はいったん発生するとその原状回復には、長い時間、多大な労力そして多額の費用が必要となりかねず、その未然防止・早期発見が何よりも重要であることから、県・市町村等の行政主体による監視に加え、「不法投棄は絶対にさせない、許さない」という地域住民の意識醸成を図るとともに、地域住民等による日常的な監視体制づくりを推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 補助事業の実施主体

事業の実施主体（以下「地域住民団体等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている地域住民団体

イ 地域づくり団体等の民間団体

ウ ア及びイの団体が新たに組織した協議会、実行委員会等

(2) 補助対象地域

補助対象地域は、福島市、郡山市及びいわき市を除く県内全域とする。

(3) 補助の期間

補助の期間は、原則として1年とする。

ただし、特に必要と認める場合は3カ年を限度に継続を認めることができるものとする。

(4) 補助限度額

補助限度額は、50万円とする。

(5) 補助対象事業

補助対象事業は次の各号の事業とする。

なお、事業実施に当たって、地域住民団体等は、市町村・県等の関係機関及び市町村不法投棄監視員、県産業廃棄物不法投棄監視員等と密接に連携しつつ、効果的に当該事業を行うものとする。

ア 啓発活動事業

不法投棄防止を目的とした監視活動研修会や勉強会の開催、啓発チラシや監視活動をPRするステッカーの作成・配布、不法投棄防止強調月間における街頭PRや環境関連イベント時のPR活動への参加等の各種啓発活動。

イ 監視パトロール活動事業

新たな不法投棄の防止及び不法投棄現場における更なる不法投棄の防止を目的として、地域住民によるパトロール活動。

ウ 地域環境整備活動事業

新たな不法投棄を招きかねない場所に放置された不法投棄廃棄物等を撤去するとともに、不法投棄の再発を防止するために立入禁止柵や不法投棄禁止について啓発する看板を設置する等の防止対策活動。

なお、不法投棄廃棄物等の撤去活動を行う際の条件は、別表1のとおりとする。

3 事務処理手順

事務処理手順は、別図1のとおりとする。

(1) 事業計画書

補助事業者は、別紙様式1に要綱様式第1号の別紙及び団体規約を添付して、地方振興局を経由して知事に提出するものとする。事業計画書には、必要に応じて事業実施箇所を示した地図、支出明細書、見積書等を添付する。

(2) 交付申請

事業計画が適当と認められた補助事業者は、要綱様式第1号に要綱様式第1号の別紙及び団体規約を添付して、地方振興局を経由して知事に提出するものとする。

交付申請書には、必要に応じて事業実施箇所を示した地図、支出明細書、見積書等を添付する。

(3) 概算払請求

補助事業者は、交付決定後必要があると認められる場合、要綱様式第4号を、地方振興局を経由して知事に提出することで概算払を請求することができる。

(4) 状況報告

補助事業者は、12月31日現在における状況について、要綱様式第5号に基づき1月10日まで地方振興局を経由して知事に報告する。事業遂行状況については別紙(任意様式)を用い、当初の計画に対する進捗状況を明確に記載する。

(5) 完了報告・実績報告

補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、要綱様式第6号及び第7号とその別紙を、地方振興局を経由して知事に提出する。第7号の別紙1には、適宜参考となる資料(啓発活動を行っている写真、パトロール記録簿、撤去活動を行っている写真等)を添付する。

第7号の別紙2には、必要に応じて事業実施箇所を示した地図、支出明細書、領収書等を添付する。

(6) 交付請求

補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、要綱様式第8号を地方振興局を経由

して知事提出し、補助金の交付を受ける。ただし、全額概算払いにより補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

4 事業の検証

地域住民団体等は、事業完了後3年間、翌年度の4月15日までに（地域住民団体等が解散する場合は解散前に）監視パトロール活動等への取組状況を記載した取組状況報告書（別紙様式2）を、地方振興局を経由して知事に提出するものとする。

5 地方振興局の役割

各地方振興局は、補助事業者が知事に提出する書類の一次審査を行うとともに、事業計画時点で現地調査を行い、事業実施の適否を確認するものとする。また産業廃棄物処理業界、産業界など連携が可能な団体と地域住民団体等とのコーディネートや監視活動研修会における講師派遣、撤去計画・撤去作業・安全に関する技術的助言を行うなど、当該事業に積極的に関与するものとする。

6 この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年6月27日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成28年3月23日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月10日から施行する。

(別表1)

不法投棄廃棄物の撤去に係る活動条件

- 不法投棄行為者等が不明、もしくは、氏名等は明らかであるが所在不明など、行為者への撤去指導が極めて困難であること。
- 土地管理者（地権者等）が撤去作業へ協力する意思を持っていること。
- 地域住民による手作業を含む撤去作業であること。
- 現場の廃棄物の性状等が作業上危険ではないこと。

別図1 事務処理手順

